

令和8年度お引き上げ商工まつり

露店出店者募集要項

柿崎区柿崎地内

6月20日（土）～22日（月）

本募集要項を全て確認のうえ、同意される方のみお申込みください。

- 申請内容が事実と異なる場合や不備がある場合は、出店を認めない場合があること。
- 公序良俗に反する行為は絶対に行わないこと。
- 出店に当たっては、関係法令を遵守すること。
- 許可された区画の一部又は全部を譲渡又は貸与しないこと。
- 販売は出店場所内のみで行うこと。
- 食品の取り扱いについては、出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者自らの責任として、洗浄や消毒設備等の衛生面に留意し、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないよう十分に注意すること。
- 本要項および開設者・警察・上越保健所・消防署等からの指示を遵守し積極的に協力すること。
- 上記内容について違反があった場合、当該申請者のすべての出店を認めない場合があること。

※本要項は諸事情により内容が変更となる場合があります。

上越市柿崎区総合事務所産業グループ

目 次

1	出店概要	1
2	出店資格	2
3	出店条件等	
(1)	出店手数料等	2
(2)	出店者負担金	3
(3)	出店費用	3
(4)	出店区画図面	4
4	出店手続き	
(1)	募集要項発表・申込開始	8
(2)	出店申請書類提出の締切日	8
(3)	申請書受付処理	8
(4)	出店可否抽選・出店区画指定順の抽選	9
(5)	出店受付	10
(6)	区画の指定	10
5	出店に係る留意事項	
(1)	出店時について	11
(2)	交通規制について	11
(3)	出店者用の駐車場について	11
(4)	電気について	12
(5)	火気使用器具等の消防署の検査・設置基準・留意事項について	12
(6)	油の使用について	13
(7)	ごみの搬出・処分について	13
(8)	貸出物について	13
(9)	イベントおよび露店開設の中止・変更について	13
(10)	補償・返金について	13
(11)	その他注意事項	13

1. 出店概要

(1) 名称

令和8年度お引き上げ商工まつり移動露店

(2) 開設者

上越市（柿崎区総合事務所 産業グループ TEL：025-536-6707）

(3) 開設趣旨

令和8年度お引き上げ商工まつりの開催に合わせ、来訪者にまつりを快適に楽しんでもらうため、移動露店を開設します。

(4) 出店日時

令和8年6月20日（土）9:00～6月22日（月）22:00

※出店者の営業時間は9:00～21:00です。ただし、1日目は準備ができ次第とし、10:30を目途に営業を開始できるようにしてください。

※出店の準備は交通規制がかかる9:00以降に開始してください。9:00以前は許可時間外ですので設置しないでください。

(5) 出店場所

上越市柿崎区柿崎地内（主要地方道柿崎小国線及び一般県道犀潟柿崎線、市道浦浜線、住吉駐車場、浄福寺境内）で市が指定する場所のうち抽選で決定する場所

(6) 出店費用

次の出店手数料と出店者負担金の合計額となります。

①出店手数料 P2【（1）出店手数料等】参照

②出店者負担金 P3【（2）出店者負担金】参照

(7) 申込可能区画数

一申請者（社）の申込数の制限は10件とします。

許可（当選）後は、いかなる理由であっても辞退された場合の出店費用の返金には一切応じられません。

また、抽選後に辞退した場合、抽選制度の公平性を確保し適正な区画配分を行うため、申込区画数の一部のみでの辞退であっても、申込み全体を取消とする場合があります。

(8) 出店可否・出店受付・区画の決定方法

申請者数が各出店区分の募集区画数を超えた場合および区画の決定方法・出店受付等はP9～10【（4）出店可否抽選・出店区画の指定順の抽選、（5）出店受付、（6）区画の指定】に記載のとおりとします。

2. 出店資格

- ①申請者は、令和8年5月20日（水）時点で満18歳以上（高校生不可）の個人・法人とし、名義貸し（申請者本人以外の者が出店にかかる手続き、店舗運営、意思決定等を行うこと）等による出店は認めません。
- ②反社会勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団及びその関係団体等をいう）でないこと。 ※申請時に「移動露店市場出店資格確認書兼申請書」を提出してください。
- ③上記①～②の全てに該当し、かつ、本要項の各規定および開設者・運営者・警察署・保健所・消防署等関係機関の指示を遵守し積極的に協力する者。

3. 出店条件等

(1) 出店手数料等

① 露店

出店区分	露店		
	一般	陶器・植木・金魚等	興行店※1
出店区画数	231区画	13区画	16区画
出店場所※2	出店区画図面参照	出店区画図面参照	出店区画図面参照
出店区画 サイズ	1小間2.5×1.5m 2小間5.0×1.5m		
販売品目数 (1店当たり)	1品目	1品目	1興行
販売品目	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食は新潟県の食品営業許可を受けている品目のうち1品目限定 ・飲食以外も1品目限定 		
出店手数料 (3日間)	1店1小間 1,050円 1店2小間 1,500円	1店2小間 1,500円 特大 4,500円※3	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者数が各出店区分の募集区画数を超えた場合は、抽選で出店可否を決定します。 ・区画の決定は、P9【(4) 出店可否抽選・出店区画指定順の抽選】およびP10【(6) 区画の指定】参照 ・販売台や調理器具、商品、暖簾等はすべて営業区画内に収めてください。 ・テント、机、イス、電灯等出店に必要な物品の貸出はありません。 ・火気を使用する場合は消火器を必ず用意してください。(家庭用は不可) ・申請できる品目は、関係法令の範囲内で認められたものに限り、また、開設者が「本イベントの趣旨や雰囲気にとそぐわない」と判断した場合、出店許可を行わない、または許可後であっても取り消す場合があります。 ・コンテナ、プレハブ等での出店はできません。 		

※1：ダーツ、射的、お化け屋敷、サーカス等興行を行う店舗

※2：P4・(4) 出店区画図面参照

※3：興行店の内、お化け屋敷、サーカス等で出店区画（間口 5.0m×奥行 1.5m）を超える出店は特大の出店となります。

② その他露店

出店区分	その他露店		
	キッチンカー	地元出店※4	自家出店
出店区画数	4区画	10区画	自店前最大4区画
出店場所※5	出店区画図面参照	出店区画図面参照	自店前
出店区画 サイズ	1台2小間5.0×1.5m	1小間2.5×1.5m 2小間5.0×1.5m	
販売品目数 (1店当たり)	不問	不問	不問
販売品目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食は新潟県の食品営業許可を受けている品目限定 ・ 飲食以外は各店舗等の営業品目 		
出店手数料 (3日間)	2小間1,500円	1小間1,050円 2小間1,500円	1小間1,500円 2小間2,100円
その他	P2【3- (1) ①露店】と同様		

※4：地元出店とは商工会加入者及び朝市出店登録者とする。

※5：P4 (4) 出店区画図面参照

(2) 出店者負担金

項目		金額
本灯	1口	5,000円
増灯	灯具、冷蔵庫及び保温器具、炊飯器、電動工具等	1口 1,000円

- ・ 本灯の許容容量は20Aまでで、1出店当たり1口を限度とします。
- ・ 同時に複数の器具を使用する場合は許容容量を超えないようにしてください。
- ・ 電気の許容容量を超えて使用し停電になった場合の補償は、市では行いません。原因者が行ってください。
- ・ 増灯は、使用する電気器具の数により決めます。
- ・ 未申請の増灯を確認した場合は、増灯料1口につき2,000円を、即時納付いただきます。
- ・ 電気使用の負担金は期間としての金額です。割り戻し、値引き等を行いません。

(3) 出店費用

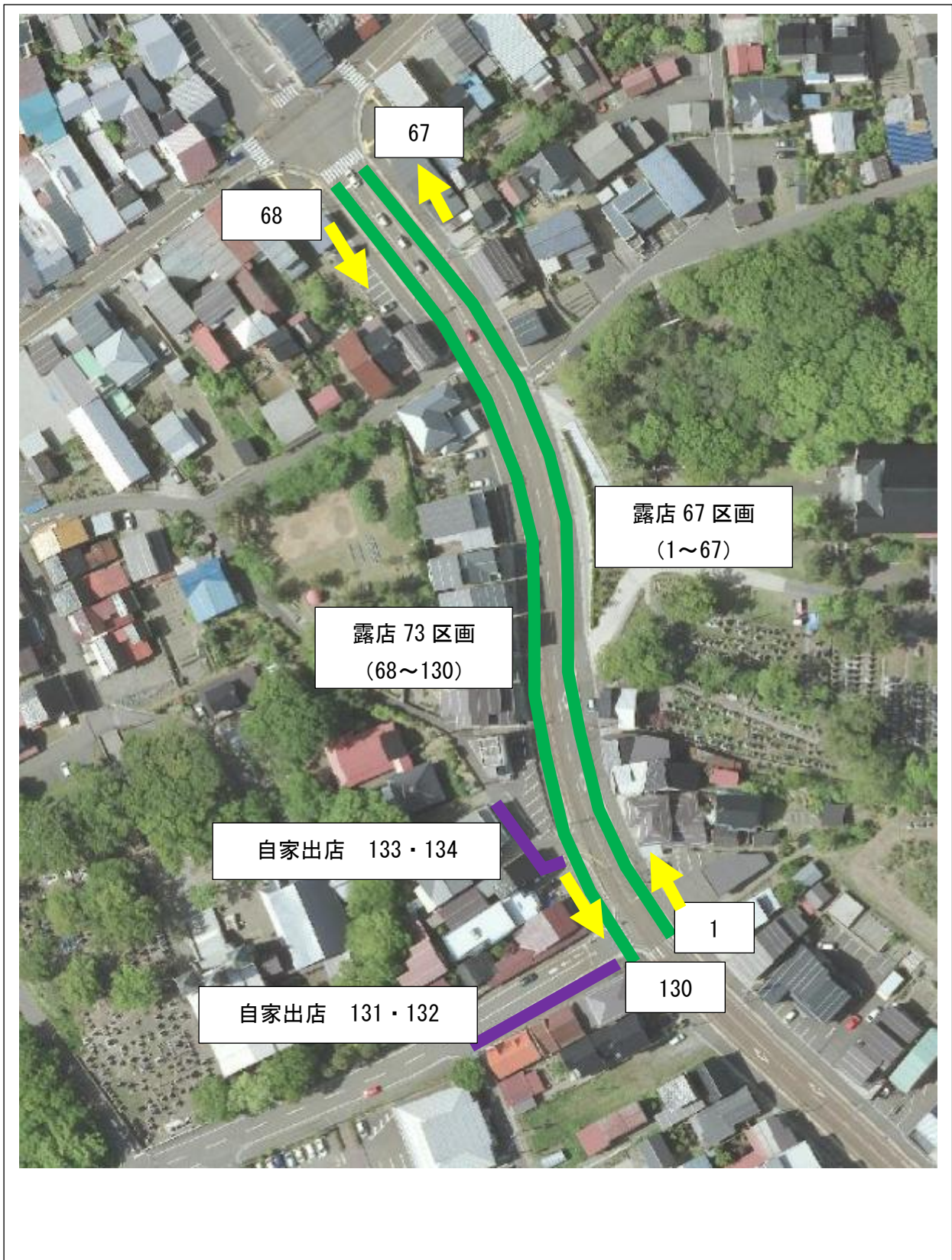
出店するために必要な費用は、前述の (1) 及び (2) の合計額です。

(4) 出店区画面



※申請状況等によりエリアを変更する場合があります。

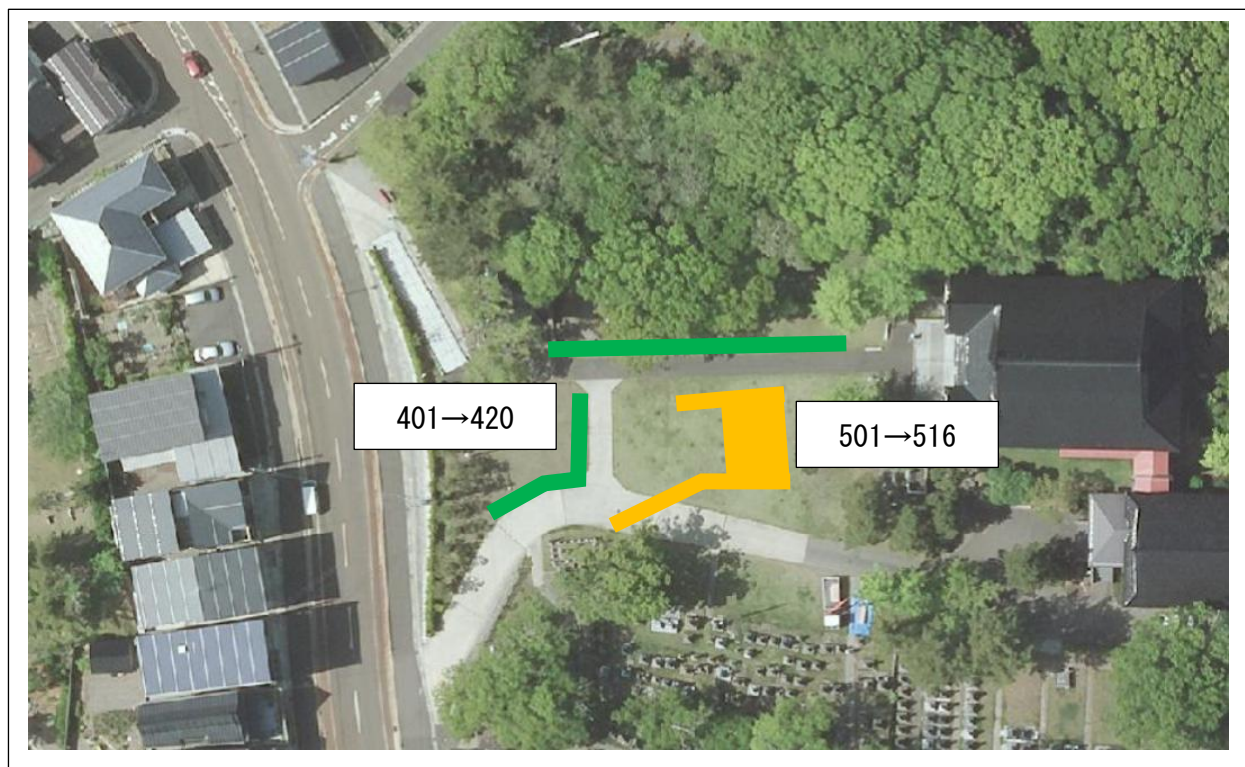
① 露店エリアおよび⑦自家出店エリア



②露店エリア



③境内露店エリアおよび⑤境内興行店エリア



④地元出店エリア及び陶器・植木・金魚エリア



⑥キッチンカーエリア



4 出店手続き

(1) 募集要項発表・申込開始

令和8年4月20日(月)

◆出店申請方法

- ① 上越市ホームページの「移動露店(お引き上げ商工まつり)出店者募集」から必要な申請書類をダウンロードしてください。QRコードからもアクセスできます。
- ② 必要事項を記入の上、必要書類一式を上越市柿崎区総合事務所産業グループへ郵送または宅配便、持込みにて提出してください。



【提出書類】

- (I) 移動露店市場出店資格確認書兼申請書(申請書)
- (II) 電気・火気使用申請書(電気等申請)
- (III) 飲食物販売の場合は保健所が許可した許可証の写し(申請者または使用人あてのもの)
- (IV) その他、開設者が必要と判断した場合、個別に指定する書類

※郵送または宅配便、持込み以外の方法での申し込みは不可とします。

※申込書類を確認し、不備・不足があった場合は受付できない場合がありますので、締め切り日までの余裕をもって提出してください。

(2) 出店申請書類提出の締切日

令和8年5月20日(水) 必着

※上記提出期限までに申請書類が揃わない場合、受付できませんので、ご注意ください。

(3) 申請書受付処理

- ・開設者において申請内容を確認するとともに、「反社会的勢力」の該当の有無を警察署へ照会し、出店資格の有無を確認します。
- ・警察署への照会の結果、「該当あり」の場合は、**6月12日(金)までに**申請書に記載の連絡先に連絡のうえ、「移動露店市場出店(従事者)却下通知書」を郵送します。「該当なし」の場合は、連絡は行いません。P10【(5) 出店受付 (6) 区画の指定】に参加してください。
- ・その他、申請書類の整合性について、開設者から消防および保健所に対し照会を行う場合があります。

【申請書提出先】

〒943-3292 上越市柿崎区柿崎 6405

上越市 柿崎区総合事務所

産業グループ 露店受付担当 宛

※持込みでの提出は、土日祝日を除く、平日の9:00~17:00に限ります。

(4) 出店可否抽選・出店区画指定順の抽選

【日 時】 令和8年5月29日（金）午後1時30分

【会 場】 柿崎区総合事務所 会議室

【申請区分】 ・上越市内に住所・事業所を有する個人・法人を「①市内申請者」とします。
・新潟県内に住所・事業所を有する個人・法人を「②県内申請者」とします。
・上記に該当しない申請者を「③県外申請者」とします。

【優先順位】 ①市内申請者、②県内申請者、③県外申請者の順に、優先順位とします。
後述する出店可否抽選および出店区画指定順の抽選では、この優先順位のもと、出店許可および抽選を行います。

【募集枠を超える応募があった場合】

- ・①市内申請者の申込数が募集枠を超える場合、①市内申請者のみを対象とした出店可否の抽選を行います。この場合、②県内申請者、③県外申請者は出店できません。
- ・①市内申請者の申込数が募集枠に満たない場合は、①市内申請者を全て出店可とし、残余の募集枠を②県内申請者に割り当てます。申込数が残余募集枠を下回っている場合は、全て出店可としますが、超えている場合、②県内申請者を対象に抽選を行います。この場合、③県外申請者は出店できません。
- ・①市内申請者および②県内申請者の申込数が募集枠に満たない場合は、①市内申請者および②県内申請者を全て出店可とし、残余の募集枠を③県外申請者に割り当てます。申込数が残余募集枠を下回っている場合は、全て出店可としますが、超えている場合、③県外申請者を対象に抽選を行います。

【出店可否抽選】

- ・抽選はくじびきにより行います。抽選の対象である申請区分の申請受付順に1件ずつ番号を付け、その番号を記載した紙を1枚ずつ作成します。作成した紙を箱に入れ、開設者が無作為に引きます。最初に引いた紙に記載された番号の申請を出店可とし、以後同様の方法で、残余の募集枠がなくなるまで引き、出店の可否を決定します。
- ・抽選の結果、出店ができない場合は、6月12日（金）までに申請書に記載の連絡先に連絡のうえ、「移動露店市場出店（従事者）却下通知書」を郵送します。
- ・当選した場合であっても虚偽の申請等の理由により、出店を許可しない場合があります。
- ・最大出店区画数を超えない場合は、出店可否の抽選は行いません。

【出店区画指定順の抽選】

- ・出店可否抽選が終了後（実施しない場合は上記時間から）、P10【(6)区画の指定】に記載する区画指定順の抽選をくじびきにより行います。
- ・申請受付順に1件ずつ番号を付け、その番号を記載した紙を1枚ずつ作成します。申請区分ごとに箱を用意し、紙をそれぞれの箱に入れます。開設者は、①市内申請者の箱から順に、無作為に紙を引きます。最初に引いた紙に記載の番号の申請を1番目に区画を指定する順として決定し、以後同様の方法で、申請ごとに区画指定順を決定します。
- ・この抽選会は、開催者において公開で実施し、申請者が参加する必要はありませんが、傍聴は可能です。

- ・この抽選により決定した区画指定順は、P10【(5) 出店受付】において配付する用紙により確認してください。

(5) 出店受付

【共通事項】

- ・申請者本人が出店受付を行ってください。やむを得ず申請者が受付を行うことができない場合は、申請者から委任を受けた使用人1人(申請者が押印した委任状の持参と身分証明書提示が必要)が代理人として行うことができます。
- ・下記の該当する時間帯の出店受付時に出店料・負担金を納付ください。
- ・受付の順番は特にありません。到着順に受付を済ませてください。
- ・受付時に「移動露店市場出店許可証」及び「移動露店市場出店許可証明書」、「出店区画指定の順番」を記載した書類を交付します。
- ・時間中に受付しない場合は、いかなる理由があっても「棄権」とみなし、出店の許可を取り消します。

【興行店・キッチンカー・地元出店・陶器・植木・金魚】

日 時 令和8年6月19日(金) 10:00~10:30

会 場 柿崎区総合事務所 3F 305~307 会議室 上越市柿崎区柿崎 6405

【一般露店】

日 時 令和8年6月19日(金) 13:30~14:30

会 場 柿崎区総合事務所 3F 305~307 会議室 上越市柿崎区柿崎 6405

(6) 区画の指定

【共通事項】

- ・P9【(4) 出店区画指定順の抽選】により決定した順で出店区画の指定を行います。指定は自らの意思によって会場で行うものとします。
- ・区画の指定には申請者のみが参集してください。やむを得ず申請者が参集できない場合は、申請者から委任を受けた使用人1人(申請者が押印した委任状の持参と身分証明書提示が必要)のみが参集することができます。
- ・開始時間に参集できない場合は、いかなる理由があっても「棄権」とみなし、出店の許可を取り消します。

【興行店・キッチンカー・地元出店・陶器・植木・金魚】

日 時 令和8年6月19日(金) 10:30~11:00

会 場 柿崎区総合事務所 3F 305~307 会議室 上越市柿崎区柿崎 6405

【一般露店】

日 時 令和8年6月19日(金) 14:30~ ※出店受付終了後

会 場 柿崎区総合事務所 3F 305~307 会議室 上越市柿崎区柿崎 6405

5 出店に係る留意事項

(1) 出店時について

- ・受付時に交付する「移動露店市場出店許可証明書」は営業開始までに店舗の見えやすい位置に掲示してください。
- ・新潟県が交付する「食品営業許可証」等は、提示要求があった場合に提示してください。

(2) 交通規制について

交通規制日時 令和8年6月20日(土) 9:00~6月22日(月) 22:00

(連続して交通止となります)

- ・交通規制区間は歩行者専用道路のため車両及び軽車両の通行はできません。
- ・物品の搬入搬出時であっても車両の通行はできません。

(3) 出店者用の駐車場について



- ・ 出店者は柿崎中央海岸駐車場（上越市柿崎区柿崎）へ駐車してください。
- ・ 指定以外の駐車場および近隣の住宅や周辺店舗などへの無断駐車、路上駐車は絶対にしないでください。路上駐車は取り締まりの対象となります。
- ・ 苦情等があった場合は、出店許可の即時取消や以降の出店ができない場合があります。
- ・ 柿崎中央海岸駐車場への迂回看板は設置しません。

（4）電気について

- ・ 発電機の使用はできません。
- ・ 架線から引込線が下りていますので、各出店者にて接続してください。
- ・ 引き込みの電線に来場者や他のスタッフがつまづかないよう安全対策を行ってください。
- ・ キッチンカーはエンジンを停止のうえ、引き込み線から電源を供給してください。引き込みにはコードリールが必要となります。出店者で用意をお願いします。

（5）火気使用器具等の消防署の検査・設置基準・留意事項について

- ・ 火気を使用する店舗の**消防署の検査は6月20日（土）10:30から**行います。申請者もしくは使用人は**必ず立会**をお願いします。
- ・ 露店で火気使用器具を使用する場合は上越地域消防事務組合火災予防条例および以下の内容を遵守し、火災予防に十分注意してください。
- ・ 出店者の過失により火災が発生した場合は、出店許可を即時取り消し、次回以降の出店を認めない場合があります。

【コンロ関係】

- ・ 不燃性（不燃ボード、コンクリートブロック等）の台上で使用すること。
- ・ コンロの上方1m以内、周囲15cm以内に可燃物を置かないこと。
- ・ 振動・衝撃で容易に転倒し、または落下することのないように据え付けること。
- ・ カセットコンロを使用する場合、2台以上並べて使用しないこと。
- ・ 使用中は、その場を離れないこと。

【炭火関係】

- ・ 不燃性（不燃ボード、コンクリートブロック等）の台上で使用すること。
- ・ 炭火の上方1m以内、周囲15cm以内に可燃物を置かないこと。
- ・ 振動・衝撃で容易に転倒しないように据え付けること。
- ・ 火の粉の発生には十分注意すること。
- ・ 使用中は、その場を離れないこと。

【プロパンガス関係】

- ・ ホースはひび割れ、溶融等劣化したものを使用しないこと。
- ・ ボンベは直射日光を避け、風通しの良い場所に置くこと。
- ・ コンロとホースの接続部には、必ずホースバンドを取り付けること。
- ・ 使用しないガス栓にはゴムのキャップを付けておくこと。
- ・ 使用後は器具栓だけではなく元栓も閉じること。
- ・ ボンベは水平な場所に置き、鎖等で固定するなど、転倒防止措置を講じること。

【消火器について】

- ・火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられているため、必ず用意すること。※開設前に消防署員が消火器の確認を行います。
- ・消火器は確実に操作できるよう、あらかじめ取扱い訓練を行うこと。
- ・消火器は事前に次の3点を確認し、確実に初期消火ができるようにしておくこと。
 - ①検定品であること。
 - ②メーカーで推奨する設計標準使用期限内であること。
 - ③腐食、亀裂または破損等がないこと。

(6) 油の使用について

飲食物を販売する場合は、出店場所が油等で汚れないように、出店者により各ブース下にシート等を敷くなどの対策をするとともに、万が一汚した場合は、出店者において確実に除去すること。

(7) ごみの搬出・処分について

- ・ごみ、粉物、廃油等は、道路や側溝、周辺民家の敷地等へ絶対に廃棄しないこと。
 - ・ごみは各自、開設者が指定する回収場所に搬出すること。
 - ・回収するごみは、「燃やせるごみ」及び「ペットボトル」、「缶・びん」の3種類です。
 - ・廃油を含むその他のごみは各自で持ち帰り、処分すること。
- ※放置した場合は、不法投棄とみなし、関係機関に通報し、次回以降の出店を認めない場合があります。

(8) 貸出物について

開設者からの貸出しは一切ありませんので、出店に必要な物品は出店者において用意すること。

(9) イベントおよび露店開設の中止・変更について

荒天・猛暑・地震等の自然災害や感染症の流行、その他社会的事情により、やむを得ず中止または内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(10) 補償・返金について

イベントおよび露店開設中止・変更に伴い、出店費用の返金や販売機会損失への補償、仕入れや開設準備にかかった費用に対する補填等の対応は、いかなる場合も返金・補償はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(11) その他注意事項

- ・出店を希望する場合は、必ず本要項を全て確認のうえ、同意する方のみ提出期限までに別紙「移動露店市場出店資格確認書兼申請書（申請書）」、「電気・火気(LPG)使用申請書（電気等申請書）」、食品販売等は「保健所が許可した許可証」の写しを提出ください。

- ・申請内容が事実と異なる場合や不備がある場合は、出店をお断りする場合があります。
- ・公序良俗に反する行為は禁止です。
- ・出店に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ・許可された区画の一部又は全部を譲渡又は貸与することは禁止です。
- ・販売は出店場所内のみで行うこと。
- ・店舗設営の際は、強風等による事故防止のため、テントや備品が飛散しないよう確実に必要な措置を講じること。
- ・飛散防止措置のために、道路構造物へのロープ掛け等は禁止です。持参した重り、土のう等を使用すること。
- ・食品の取り扱いについては、出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者自らの責任として、洗浄や消毒設備等の衛生面に留意し、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないよう十分に注意すること。
- ・出店者の過失により第三者に危害または損害を与えた場合は、当該事案に関し開設者は一切の責任を負いません。その際は、出店者の責任において誠実に対応してください。なお、万が一の事故等に備え、出店者において生産物賠償責任保険（PL 保険等）への加入を推奨します。
- ・各露店の開設開始・終了時刻は、P1「1-（4）出店日時」を確認のうえ、時間は厳守すること。
- ・出店者は、期間中は常に連絡が取れるようにし、緊急時に対応できるようにすること。
- ・出店にかかる盗難・紛失については、管理者は一切責任を負いませんので、出店者の責任において管理すること。
- ・本要項および開設者・警察署・上越保健所・消防署等からの指示を遵守し積極的に協力すること。
- ・上記内容について違反があった場合、当該申請者のすべての出店許可を即時取り消し、次回以降の出店を認めない場合があります。

【露店開設者・問合せ先】

〒943-3292 新潟県上越市柿崎区柿崎 6405

上越市 柿崎区総合事務所 産業グループ 露店担当

TEL : 025-536-6707 (直通)

FAX : 025-536-2227